

介護保険のお知らせ

平成28年度の保険料について

特別徴収（年金から天引き）の方には「特別徴収額決定通知書」（はがき）を、普通徴収（納付書による納付や口座振替による納付）の方には「納入通知書」（封書）を7月1日付けで送付します。
保険料を滞納すると
 サービスを利用した際の利用者負担は、通常は掛かった費用の1割（一定以上の所得がある場合は2割）ですが、保険料を2年以上滞納すると、サービスを利用するときに利用者負担が3割になり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。
 また、督促手数料や滞納期間に応じて延滞金が増加されます。保険料は必ず納期内に納めましょう。
保険料の減免について
 経済的理由などにより生計維持が困難な方は、申請により要件を満たした場合に限り、減免を受けられることがありますので、納期限までにご相談ください。

問 介護福祉課 内線2453

日常生活圏域高齢者ニーズ調査

高齢者の生活状況を把握し、生活状態に合った介護予防サービスや各種福祉サービスを提供するため、介護予防事業実態調査を実施します。
 対象の方へ調査票を郵送します。質問は答えやすい身近な内容ですので、記入の上7月29日(金)までに返信くださるようお願いいたします。

*収集した個人情報、五所川原市個人情報保護条例に基づき適正な取扱いを行います。

問 介護福祉課 内線2458

平成28年8月1日から介護保険制度の一部が改正されます
 ～食費・部屋代の負担軽減の見直し～

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設やショートステイを利用する方の食費・部屋代については自己負担が原則ですが、低所得者の方については負担軽減を行っています。

公平性を更に高めるため、利用者負担段階の判定に非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう見直しを行います。このことにより、非課税年金を含めた収入が80万円を超えられる方については、負担限度額が第2段階から第3段階になる場合があります。

利用者段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）				
		部屋代		食費		
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給している方	かつ、預貯金等が単身で10000万円（夫婦で20000万円）以下	多床室	0円	300円	
			従来型個室	特養等		320円
				老健・療養等		490円
			ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円					
第2段階	平成28年7月まで 世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で10000万円（夫婦で20000万円）以下	多床室	370円	390円	
	従来型個室		特養等	420円		
			老健・療養等	490円		
	ユニット型準個室		490円			
	ユニット型個室		820円			
第3段階	平成28年8月から 世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で10000万円（夫婦で20000万円）以下	多床室	370円	650円	
	従来型個室		特養等	820円		
			老健・療養等	1,310円		
	ユニット型準個室		1,310円			
ユニット型個室	1,310円					
第4段階	上記以外の方		負担限度額なし			

介護福祉課 内線2459